

# **いじめをしない・させない・みのがさない**

## **1. いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）**

いじめ防止対策推進法 第2条では、「いじめ」を以下のように定義しています。

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

また、「個々の行為が『いじめ』に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。」とされています。

「千葉県いじめ防止基本方針」には、具体的に以下の8つの項目が示されています。

1. 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
2. 仲間はずれ、集団による無視をされる。
3. 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
4. ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
5. 金品をたかられる。
6. 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
7. 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
8. パソコンや携帯電話、(スマートフォン)等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

上記の8項目はもちろん、その他のことにおいても、児童本人が「つらい、苦しい」と感じていることについて、いじめの可能性を考えて対応していきます。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、いじめに該当するか否かを判断し、対応します。

## **2. 基本理念**

「外箕輪小学校いじめ基本方針」は「いじめ防止対策推進法（以下「法」という）」「千葉県いじめ対策推進条例」「君津市いじめ防止基本方針」を受けて、その理念を実現し、外箕輪小学校のすべての児童がいじめの恐れや害悪から解放され、生き生きと学べるようにするため、教職員、児童、保護者、地域が一体となって、いじめと向かい合い、決して許さない、家庭、地域、学校を目指すものとします。

### (1) いじめに対する認識

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという認識を全教職員で共有します。

### (2) いじめの禁止（法第4条）

児童等は、①いじめを行ってはならない。②他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとします。

### (3) 方針

- ①いじめは、どの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組みます。
- ②児童が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心、安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行います。
- ③児童が集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが作り出していきます。
- ④児童の健全育成を図り、いじめのない社会を実現するために、学校・保護者・地域が相互に協力していじめを許さない社会の実現に努めます。
- ⑤未然防止の取り組みが着実に成果を上げているかどうかについては、日常的に行動を観察したり、定期的にアンケート調査を実施したり欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うのか、どのような新たな取り組みを行うのかを定期的に検討していきます。

## 3. 学校及び教職員の責務

- (1) 教職員に対し、いじめ防止等に関する研修を実施し、資質能力の向上を図ります。
- (2) 教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり他の児童のいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払います。
- (3) 教職員の「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や周りで見えていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめられている児童を孤立させ、いじめを深刻化することがないように適切な指導にあたります。
- (4) 障がい等について適切に理解した上で児童に対する指導にあたります。
- (5) 生徒指導の機能を生かした「わかる授業」を展開します。

## 4. いじめ防止等の対策のための施策

### (1) いじめ防止等の対策のための組織

- ①名称 「いじめ防止対策委員会」

## ②役割

- ア あらゆる教育活動を通じて誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指します。
- イ いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し指導にあたります。

## ③組織の構成

- ア 本校の生徒指導委員会（校長・教頭・教務主任・生徒指導主任、副主任・養護教諭）があたります。
- イ 状況・必要に応じ、校長の判断により関連機関と連携します。
  - ・中学校区スクールカウンセラー ・ソーシャルワーカー ・保護者代表
  - ・民生委員 ・外部専門機関（市教育委員会、警察等関係機関等）

## ④活動内容

- ア いじめの未然防止のための取り組みをします。（アンケート、教育相談等）
- イ いじめの防止・早期発見に努めます。
- ウ いじめを認知した場合は、適切な措置を講じます。
  - ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成
  - ・いじめの相談・通報の窓口
  - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録
  - ・いじめを察知した場合には、情報の迅速な共有、事実関係の聴取、指導支援の体制・対応・方針の決定、保護者との連携等の対応を組織的に実施
  - ・いじめが心身に及ぼす影響、その他いじめの問題に関する児童の理解を深める。

## ⑤開催回数及び回数

- ア 月に1回の会議を開催します。
- イ いじめ事案発生時には緊急に開催します。

## （2）いじめの未然防止

### ①未然防止に資する取り組み

- ア いじめに向かわない態度・能力を育成します。

学校の教育活動全体を通して他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養います。

自他の意見の相違があっても互いを認め合いながら、建設的に調整し、解決していける力や自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力等、児童が他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てます。
- イ 自己有用感や自己肯定感を育みます。

すべての児童が認められている、満たされているという思いを抱くことができるように学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき他者の役に立っていると感じ取ることができる機会をすべての児童に提供し児童の自己有用感が高められるようにする。また、自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設けます。
- ウ 早起き・早寝・朝ごはん 家庭のしつけ  
児童の心と体をつくるもとは食べ物にある。豊かな食生活（ごはん、野菜、魚）、規則

正しい家庭生活を心がけるよう、家庭との連携を図ります。(学校便り、保健便り、学級便り、懇談会、面談等)

エ 児童に対して全校集会や学級活動などで、日常的にいじめのことに触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成していきます。

オ いじめの態様や特質、原因・情景、具体的な指導上の留意点などについて教職員全員の共通理解を図っていきます。

カ 新型コロナウイルス感染症に対する理解といじめや差別が発生しない学級づくり・集団づくりをしていきます。

## ②いじめ防止等の啓発活動

ア 児童・保護者へのいじめ撲滅の啓発を行います。(学校便り、PTA行事・PTA総会・懇談会等)

イ 道徳教育、いのちを大切に作るキャンペーンなどの実践を通して、全学年でいじめについて考える道徳教育、学級活動を行います。また、豊かな人間関係づくり実践プログラム等を計画的に行います。

・各学級にて実施した道徳の授業を家庭・地域へ学年便り等をとおして公開します。

ウ 「新型コロナウイルス“差別・偏見をなくそう、プロジェクト」を活用し、新型コロナウイルス感染症に対する理解を深めます。

## (3) いじめの早期発見

### ①定期的な調査と教育相談

ア 児童に対し、定期的にアンケート調査を実施する。学期に1回以上アンケート調査を行い、教育相談を実施し、対応します。(インターネットによるいじめも含む)

イ 教育相談週間を設定し、全児童に対して教育相談を実施します。(6月・11月・2月)

ウ 家庭訪問や保護者面談時の聞き取りや、保護者や学校評議員に対し学校アンケート調査を実施します。

### ②インターネットを通して行われるいじめ対策

ア 関連機関と連携し、学校ネットパトロール等から状況を把握し、早期発見、早期対応に努めます。

イ 情報モラル教育を推進し、児童の意識の向上と保護者への啓発に努めます。

### ③その他

ア 授業時間だけでなく、業間時間や昼休み等の様子を観察したり、個人ノートや生活ノートなど教師と児童間で日常的に行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握し、いじめを積極的に認知します。

イ 児童との信頼関係を構築し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保ちます。生徒指導会議に限らず、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

## 5. いじめを認知した場合の対応

いじめを認知した場合、「被害児童の安全を最優先に考える」「早期対応、早期解決」の2つを柱とし、以下のように対応します。

### (1) 報告連絡体制

発見者 → 担任 → 生徒指導主任 → 教頭 → 校長 → 君津市教育委員会  
(必要に応じて南房総教育事務所)

- ・ 緊急時には臨機応変に対応します。
- ・ 一報後、改めて文書による報告を行います。
- ・ 必要に応じて、警察等関係機関に通報します。
- ・ 関係機関との連携をとります。

### (2) 事実確認と報告、対応

- ① 発見、通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を組織し速やかに対応します。
- ② 被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然として対応します。
- ③ 謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼をおいた指導を行います。
- ④ 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止めます。
- ⑤ いじめの相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴し、的確に関わりを持ちます。
- ⑥ いじめられた児童、いじめを知らせてきた児童の安全を確保します。
- ⑦ 速やかに関係児童から事情を聴きとるなどしていじめの事実の確認をします。
- ⑧ 事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ⑨ 家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝えます。
- ⑩ いじめが犯罪行為として扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処します。
- ⑪ いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている場合とします。
  - ・ <いじめに係る行為が止んでいること>  
心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月を目安とする。
  - ・ <被害児童が心身の苦痛を感じていないこと>  
被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

### (3) いじめ被害者および保護者への対応

- ① いじめ被害者を徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝えます。

- ②今後の対応についてしっかりと説明し、不安な点を聴取し、対応策を示します。
- ③日常における細かな点に配慮した対応について、具体的に示します。
- ④児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくります。(家族)
- ⑤対応の状況、被害児童の学校での様子を定期的に連絡するとともに、家庭での児童の様子を聞き取り、安全安心の確保がなされているかを確認します。

#### (4) いじめ加害者および保護者への対応

- ①聞き取りについては、複数の職員で対応し、記録を保存します。
- ②聴取の時間や場所等について、配慮します。
- ③事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、対応を適切に行えるようにします。
- ④いじめは人格を傷つけ生命、身体、財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- ⑤いじめ(いじめ加害者)の背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- ⑥いじめ加害者が被害者や通報者に圧力をかけることがないように指導し、配慮します。
- ⑦いじめ加害者及び保護者の個人情報にも配慮していきます。

## 6. 重大事態への対処

### (1) 重大事態への基準

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な損害が生じた疑いがあると認めるとき。  
例えば、以下のようなケースが想定される。
    - ・自殺を企図した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・金品等に重大な被害を被った場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
    - ・年間30日を目安とします。
    - ・一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手します。
- ※重大事態の取り扱いについては、以下の事項を徹底します。
- ①事実関係が確定した段階で重大事態として対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始します。
  - ②児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、迅速に報告・調査に当たる。

### (2) 重大事態への対処

- ア いじめが「重大事態」と認められた場合は、直ちに教育委員会を通じてその旨を市長へ報告します。
- イ いじめ対策委員会を招集します。(緊急会議)

ウ 警察や関係機関との連携を行います。

### (3) 発生の調査報告

#### ①事実関係を明確にするための調査と報告

ア 調査をする前に、被害者・保護者に対する調査方針を説明し、被害者等の意向を踏まえた調査が行われることを担保します。

イ 質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行います。

ウ 調査により得られたアンケート等を、いじめを受けた児童や保護者に提供する場合があります。その旨を説明したうえで実施します。

エ 調査結果は教育委員会に報告し、場合によっては、南房総教育事務所にも報告します。

#### ②保護者への情報提供

調査によって明らかになった事実関係についていじめを受けた児童やその保護者に対して説明を行います。

## 7. 学校いじめ防止基本方針の公表・点検・評価

ア 保護者にはホームページで学校いじめ防止基本方針を公表します。

イ 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価します。

ウ 評価を分析し、取り組みを見直します。

## 8. その他

ア この基本方針は平成26年4月1日より運用します。

イ 必要に応じ、学校いじめ防止基本方針を修正します。

- ・平成30年4月3日一部改訂
- ・令和2年4月13日一部改訂
- ・令和2年12月23日一部改訂
- ・令和5年4月5日一部改訂